

「2025龍姫湖まつりIN温井ダム」出店要項

(令和7年8月22日版)

1 目的

龍姫湖まつりの賑わいを創出するため、屋台村及びワークショップエリアを設けるとともに、出店者の出店条件を定める。

2 実施日時

実施日	準備時間	営業時間
令和7年10月19日(日)	8:30~10:00	10:00~15:30

3 実施場所

- ぬくい夢の丘公園内

4 出店条件等

(1) 出店資格

出店者は、次の出店資格を有し、従事者を含め暴力団関係者と無関係であると誓約した出店申込者の中から選定する。

なお、出店申込者が多数の場合は、関係性や実績等を踏まえ、選定しない場合もある。

- ① 町内在住の個人
- ② 町内所在の各種団体・企業
- ③ 実行委員会委員の所属団体等
- ④ これまで本まつりでの出店経験団体
- ⑤ 町外からの出店は実行委員会に推薦や出店依頼を受けた方

(2) 出店募集数

- 飲食販売事業者 12店程度
- ワークショップ 4店程度

(予定数を超えた場合は、締切日前であっても募集を終了する場合がある。)

(3) 出店場所等

出店場所は、「ぬくい夢の丘公園内」とする。なお、1コマは2間×3間テントの半分(間口2.7m×奥行3.6m)とし、移動販売車の場合のコマ数は1台あたり1コマとする。※複数コマの申込可

(4) 出店者負担金

●町内事業者 1コマ 5,000円

●町外事業者 1コマ 6,000円

※電源や机等の備品は各事業者にて用意すること。

(5) 諸手続き

①(消防関係)露店等の開設手続き

火気器具を使用する場合は、広島市消防局安佐北消防署安芸太田出張所への「露店等の開設届出書」の提出が必要となり、事務局が取りまとめて提出することから、事務局が定める提出期限までに提出すること。

また、消防署から指摘事項があった場合は、当日までに対応すること。

②(衛生関係)臨時食品取扱施設開設手続き

食品を取り扱う場合は、広島県西部保健所広島支所への「臨時食品取扱い施設開設届」の提出が必要となり、事務局が取りまとめて提出することから、事務局が定める提出期限までに提出すること。

なお、届出後の販売品目の追加は認めないので、届出前に販売品目を精査すること。
また、保健所から指摘事項があった場合は、当日までに対応すること。

③(暴力団追放関係)暴力団追放に関する手続き

露店を出店する場合は、山県警察署への「暴力団追放に関する誓約書」、「従事者名簿」及び「運転免許証等の写し」の提出が必要となり、事務局が取りまとめて提出することから、事務局が定める提出期限までに提出すること。

(6) 衛生管理

食品を取り扱う場合は、保健所の指導に従い、食中毒の発生防止に努めるとともに、残飯等の処理設備として蓋つきの容器を用意すること。

(7) 開催中止事由

10月17日(金)の午前9時に一度実施可否を判断する。なお、次の事由に該当する場合は、前日夕方又は当日朝に中止を決定し、防災行政無線や安芸太田町ホームページ等により中止を広報するほか、出店者には、個別の連絡方法により中止を連絡する。

① 気象警報(大雨警報、暴風警報等)の発表など荒天の可能性が高い場合

② 天変地変その他中止せざるを得ない場合